

I 違憲状態判決の深刻な疑問：

- 1 (1) 最高裁は、2012年衆院選挙(小選挙区)と2013年参院選挙(選挙区)のいずれについても、『選挙は、**違憲状態**であった。しかし、国会の立法裁量期間が尽きていないので、選挙は、合憲である』旨判決(=違憲状態判決)した。
- (2) **憲法98条1項**は、
「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び**国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。**」
と定める。
この憲法98条1項は、規範(=「守るべきルール」)である。
- (3) ところで、選挙は、「国務に関するその他の行為」である。
- (4) 従って、違憲状態の選挙は、憲法98条1項によれば、「その効力を有しない」(即ち、無効である)。
- (5) こんな簡単な理屈は、小学5年生でも、分ることである。それなのに、何故に、最高裁の過半数の判事は、
「選挙は、**違憲状態**。しかし、選挙は、**合憲**。」
との**違憲状態判決**を言渡したのであるか？
- 2 (1) 昭和21(1946)年以後今日迄、最高裁長官は、裁判官に対する人事権を実質的かつ不完全に行ってきた。
そして、内閣が、事実上、それを事後的に承認してきた。
- (2) 仮に、最高裁が、憲法98条1項に従って、『違

- 憲状態の選挙は、憲法98条1項により、無効である』旨の判決を言渡すと仮定すると、違憲状態の選挙で当選した国会議員は、直ちに、失格する。
- (3) (次の選挙で当選した国会議員を含む)内閣が、過去69年続いた慣例を変えて、憲法79条1項、同6条2項に従って、最高裁判事の任命権(=人事権)を実質的に行使してることがあり得るであろう。
そうすると、最高裁長官が、昭和21(1946)年以後今日迄、慣例により、事実上行使してきた、
① **後任の最高裁長官を実質的かつ不完全に指名する権利(=実質的かつ不完全な人事権)及び**
② **他の14名の最高裁判事を実質的かつ不完全に任命する権利(=実質的かつ不完全な人事権)を失うリスクが、生まれる。**
- (4) そのようなリスクを回避するため、最高裁の過半数の判事が、過去、『選挙は、**違憲状態**。しかし、選挙は、**合憲**。』との
詭弁判決^(注1)(=違憲状態判決)を言渡してきたのではないか、との疑問も生じる。
(注1) 憲法98条1項に照らすと。
- (5) **ア 主権者は、**
【① 憲法56条2項、② 憲法1条、③ 憲法前文第1文前段の定める、人口比例選挙**】で当選した**国会議員を通じて、****
主権者の多数意見で、
① 内閣総理大臣を指名する権利を有し、
② (内閣総理大臣が組閣する)**内閣を通じて、**

最高裁長官を指名する権利(憲法6条2項)を有し、
③ **内閣を通じて、**
最高裁判事を任命する権利(憲法79条1項)を有する。

シリーズ26 意見広告

意見広告シリーズ(朝日新聞朝刊掲載日)
2013年…①:4/20又②1 ②:5/3 ③:5/18又④19 ④:6/23
⑤:7/11又⑥12 ⑥:7/15 ⑦:8/3 ⑧:8/3 ⑨:1-3/9/7 ⑩:10/11又⑪12
⑪:10/18 ⑫:11/12又⑬14 ⑬:12/18又⑭19又⑮20
2014年…⑯:5/3 ⑰:5/23 ⑱:7/11 ⑲:8/27 ⑳:12/8又㉑10
⑳:12/9又㉒10又㉓11又㉔12 ㉕:12/13
2015年…㉖:3/5又㉗6 ㉘:3/11 ㉙:4/21 ㉚:5/3 ㉛:7/28

イ そうである以上、最高裁長官が、昭和21(1946)年～今日まで事実上行使し、

既得権化

【最高裁長官の、
① 後任の最高裁長官を実質的かつ不完全に指名する権利及び
② 他の14名の最高裁判事を実質的かつ不完全に任命する権利】
は、**明々白々に、憲法違反である。**

ウ **【既得権化している、【最高裁長官の、① 実質的かつ不完全な後任最高裁長官を指名する権利及び② 実質的かつ不完全な他の最高裁判事を任命する権利】を失うことを回避するために、**
最高裁の過半数の最高裁判事が、
『選挙は、**違憲状態**。しかし、選挙は、**合憲**。』
旨の**違憲状態判決**を言渡すようなこと】
が、万一有るとすると、

違憲状態判決は、憲法違反の、

保身目的の判決

と言われても仕方がない。

(6) ((1)～(5)の小括)
上記(1)～(5)の理由により、最高裁は、違憲状態の選挙については、憲法98条1項の規範

(=守るべきルール)に従って、「選挙は、**違憲**。」との違憲判決を言渡す義務を負っている。

II 「憲法は、人口比例選挙を要求している」旨の「人口比例違憲無効・最高裁判決が出ると、社会的混乱が生じるか?」

- 1 (1) **ある論者**、曰く：
『違憲無効判決によって、選挙が無効になると、【選挙日～判決日迄に「当選無効となった国会議員」が立法に参加した法律】が、遡って、無効になる。その結果、社会が混乱する。
その社会的混乱を防ぐために、最高裁は、**違憲無効判決を言渡さない**のである』と。
- (2) **しかしながら**、この議論は誤っている。
最高裁昭和51年4月14日大法院判決は、
『**違憲無効判決の効力は、判決日に、違憲選挙で当選した国会議員の資格を、将来に向かって喪失させるだけである。よって、当該国会議員が、違憲無効判決の言渡日迄に、立法に参加して成立した法律は、有効である**』旨判決している。
- (3) 従って、【**違憲無効判決によって、法律が過去に遡って無効になり、社会が混乱するようなこと**】は、あり得ない。
- 2 (1) **他の論者**、曰く：
「**違憲無効判決になると一時的にせよ、国会議員がこの世に存在しなくなる。**」

- そうすると、当該議員の国会の活動が無くなるので、社会的混乱が生じる。」と。
しかし、この議論も、誤りである。
- (2) **その理由は、下記ア～エのとおりである。**
ア 衆議院議員も参議院議員も、その任期の満了により、失格する。従って、任期満了時～次回選挙日迄、該当国会議員は、この世に存在しない。
イ 衆議院議員は、任期満了に加えて、解散によっても全員、失格する。
従って、解散時～次回選挙日迄、衆議院議員は、この世に存在しない。
ウ しかし、いずれの場合も、過去、社会的混乱は、生じていない。
エ 更に言えば、このような場合に、行政の停滞が生じたこともなければ、銀行の取り付け騒ぎ等が起きたこともない。
- (3) 【**違憲無効判決によって、違憲無効判決の対象となる選挙で当選した国会議員がこの世にいとなくなると、社会が混乱するかもしれないという、懸念**】は、全くの誤解である。

- ば、【国会が、当該『人口比例選挙を要求する』旨の最高裁判決に従って、主として、**事務方の機械的な作業で、5ヶ月以内に、人口比例の選挙区割り法を立法すること**】は、十分可能であろう。
- (2) 因みに、米国連邦下院議員選挙についての、米国ペンシルバニア州(State)の選挙区割り法について言えば、米国連邦地裁の【**人口比例の選挙区割りを命ずる命令(Order)**】の言渡日(2002/4/8)から人口比例の選挙区割り法の成立日(2002/4/17)迄、**9日間**でしかなかった(195F. Supp. 2d 672 M.D. Pa2002)。
- (3) 上記(1)の当該5ヶ月の間は、【**選挙無効判決の対象となっていない国会議員**】が、国会に存在するので、その【**選挙無効判決の対象となっていない国会議員**】が、通常の国会活動を行う。

従って、**社会的混乱は、生じない。**
以上

文責者・弁護士 升永英俊
弁護士 久保利英明 日比谷パーク法律事務所 代表
弁護士 伊藤 真 伊藤塾 塾長

あなたの選挙権が何票の価値かチェック
してみましょう。http://www.ippyo.org/



一人一票

検索



お問い合わせ ippyo@ippyoo.org Fax.03-3780-3221
【合わせ】EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先: 千150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議